

訪問看護ステーション 訪問看護療養費早見表

令和4年4月改正対応版

当資料は厚生労働省発出の「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」と、中央社会保険医療協議会 総会（第516回）議事次第(令和4年2月9日)を元に、株式会社南日本情報処理センターにて作成した資料となります。詳細な内容についてはこれらの資料をご参照ください。また、今後の通知や事務連絡等で変更の可能性がありますので予めご了承ください。

訪問看護療養費単価一覧表（令和4年4月版）

●医療保険 訪問看護療養費(精神科以外)

1 訪問看護基本療養費(I)

イ 保健師, 助産師, 看護師(ハを除く)

(1) 週3日目まで 5,550円

(2) 週4日目以降 6,550円

ロ 准看護師

(1) 週3日目まで 5,050円

(2) 週4日目以降 6,050円

ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門
の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850円

ニ 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士

(1) 週3日目まで 5,550円

(2) 週4日目以降 5,550円

2 訪問看護基本療養費(II) 同一建物居住者で同一日複数者

イ 保健師, 助産師, 看護師(ハを除く)

2人 週3日目まで 5,550円

週4日目以降 6,550円

3人 週3日目まで 2,780円

週4日目以降 3,280円

ロ 准看護師

2人 週3日目まで 5,050円

週4日目以降 6,050円

3人 週3日目まで 2,530円

週4日目以降 3,030円

ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門
の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850円

ニ 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士

(1) 同一日に2人 5,550円

(2) 同一日に3人以上 2,780円

3 訪問看護基本療養費(III) 外泊中の訪問看護
(管理療養費なし) 8,500円

○特別地域訪問看護加算 基本療養費の50/100

○緊急訪問看護加算(診療所、在宅療養支援病院の指示)
..... 2,650円

○難病等複数回訪問加算

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 4,500円

(2) 同一建物内3人以上 4,000円

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 8,000円

(2) 同一建物内3人以上 7,200円

○長時間訪問看護加算(90分を超える訪問看護:週1日、別に
厚生労働大臣が定める場合:週3回) 5,200円

○乳幼児加算(6歳未満) 1,500円

○複数名訪問看護加算(1人以上の看護職員との同行)

イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施

(1) 同一建物内1人又は2人 4,500円

(2) 同一建物内3人以上 4,000円

ロ 他の准看護師と同時に実施

(1) 同一建物内1人又は2人 3,800円

(2) 同一建物内3人以上 3,400円

ハ 他の看護補助者と同時に実施
(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)

(1) 同一建物内1人又は2人 3,000円

(2) 同一建物内3人以上 2,700円

●医療保険 精神科訪問看護療養費

1 精神科訪問看護基本療養費(I)

イ 保健師, 看護師又は作業療法士

(1) 週3日目まで30分以上 5,550円

(2) 週3日目まで30分未満 4,250円

(3) 週4日目以降30分以上 6,550円

(4) 週4日目以降30分未満 5,100円

ロ 准看護師

(1) 週3日目まで30分以上 5,050円

(2) 週3日目まで30分未満 3,870円

(3) 週4日目以降30分以上 6,050円

(4) 週4日目以降30分未満 4,720円

2 削除

3 精神科訪問看護基本療養費(III)

イ 保健師, 看護師又は作業療法士

(1) 同一日に2人

① 週3日目まで30分以上 5,550円

② 週3日目まで30分未満 4,250円

③ 週4日目以降30分以上 6,550円

④ 週4日目以降30分未満 5,100円

(2) 同一日に3人以上

① 週3日目まで30分以上 2,780円

② 週3日目まで30分未満 2,130円

③ 週4日目以降30分以上 3,280円

④ 週4日目以降30分未満 2,550円

ロ 准看護師

(1) 同一日に2人

① 週3日目まで30分以上 5,050円

② 週3日目まで30分未満 3,870円

③ 週4日目以降30分以上 6,050円

④ 週4日目以降30分未満 4,720円

(2) 同一日に3人以上

① 週3日目まで30分以上 2,530円

② 週3日目まで30分未満 1,940円

③ 週4日目以降30分以上 3,030円

④ 週4日目以降30分未満 2,360円

4 精神科訪問看護基本療養費(IV) 8,500円

外泊中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣が定める
疾病等の場合は2回)

○特別地域訪問看護加算 基本療養費の50/100

○精神科緊急訪問加算(診療所、在宅療養支援病院の指示)
..... 2,650円

○精神科複数回訪問加算

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 4,500円

(2) 同一建物内3人以上 4,000円

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 8,000円

(2) 同一建物内3人以上 7,200円

○長時間精神科訪問看護加算(90分超を超える看護:週1日、
別に厚生労働大臣が定める場合:週3回) 5,200円

○複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)

イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人 4,500円

② 同一建物内3人以上 4,000円

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 9,000円

② 同一建物内3人以上 8,100円

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 14,500円

② 同一建物内3人以上 13,000円

ニ 他の看護補助者と同時に実施 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	
(1) 1日に1回の場合	
①同一建物内1人又は2人	3,000円
③同一建物内3人以上	2,700円
(2) 1日に2回の場合	
①同一建物内1人又は2人	6,000円
②同一建物内3人以上	5,400円
(3) 1日に3回以上の場合	
①同一建物内1人又は2人	10,000円
②同一建物内3人以上	9,000円
○夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
深夜訪問看護加算	4,200円

ロ 他の准看護師と同時に実施	
(1) 1日に1回の場合	
①同一建物内1人又は2人	3,800円
③同一建物内3人以上	3,400円
(2) 1日に2回の場合	
①同一建物内1人又は2人	7,600円
②同一建物内3人以上	6,800円
(3) 1日に3回以上の場合	
①同一建物内1人又は2人	12,400円
②同一建物内3人以上	11,200円
ハ 他の看護補助者又は精神保健福祉士と同時に実施	
(1) 同一建物内1人又は2人	3,000円
(2) 同一建物内3人以上	2,700円
○夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
深夜訪問看護加算	4,200円

訪問看護管理療養費	
1 月の初日の訪問の場合	
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,830円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,800円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,470円
ニ イからハまで以外の場合	7,440円
2 2日目以降	3,000円
○24時間対応体制加算(1月につき)	6,400円
○退院時共同指導加算	8,000円
○特別管理指導加算	2,000円
○退院支援指導加算(退院日)	6,000円
○退院支援指導加算(退院日・長時間)	8,400円
○在宅患者連携指導加算(月に1回)	3,000円
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円
○特別管理加算(1月につき)	
・在宅悪性腫瘍患者指導管理	} 5,000円
・在宅気管切開患者指導管理	
・気管カニューレを使用している状態	
・留置カテーテルを使用している状態等	
・その他	2,500円
○看護・介護職員連携強化加算	2,500円
○専門管理加算イ(1月1回に限り)	2,500円
○専門管理加算ロ(1月1回に限り)	2,500円

訪問看護管理療養費	
1 月の初日の訪問の場合	
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,830円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,800円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,470円
ニ イからハまで以外の場合	7,440円
2 2日目以降	3,000円
○24時間対応体制加算(1月につき)	6,400円
○退院時共同指導加算	8,000円
○特別管理指導加算	2,000円
○退院支援指導加算(退院日)	6,000円
○在宅患者連携指導加算(月に1回)	3,000円
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円
○特別管理加算(1月につき)	
・在宅悪性腫瘍患者指導管理	} 5,000円
・在宅気管切開患者指導管理	
・気管カニューレを使用している状態	
・留置カテーテルを使用している状態等	
・その他	2,500円
○精神科重症患者支援管理連携加算	
イ 精神科在宅患者支援管理料 2のイ	8,400円
ロ 精神科在宅患者支援管理料 2のロ	5,800円
○看護・介護職員連携強化加算	2,500円

○訪問看護情報提供療養費(1月につき)	
1 訪問看護情報提供療養費 1(市区町村等)	1,500円
2 訪問看護情報提供療養費 2(学校等)	1,500円
3 訪問看護情報提供療養費 3(保険医療機関等)	1,500円

○訪問看護情報提供療養費(1月につき)	
1 訪問看護情報提供療養費 1(市区町村等)	1,500円
2 訪問看護情報提供療養費 2(学校等)	1,500円
3 訪問看護情報提供療養費 3(保険医療機関等)	1,500円

○訪問看護ターミナルケア療養費	
1 訪問看護ターミナルケア療養 1	25,000円
2 訪問看護ターミナルケア療養 2	10,000円
他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合には算定不可	
3 訪問看護遠隔死亡診断補助加算	1,500円

○訪問看護ターミナルケア療養費	
1 訪問看護ターミナルケア療養 1	25,000円
2 訪問看護ターミナルケア療養 2	10,000円
他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合には算定不可	

医療的ケア児等に対する訪問看護に係る関係機関の連携強化
[施設基準の変更]

- (1) 18歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2) 18歳未満の児童であって、特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- (3) 18歳未満の児童であって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者